

# 秦野市文化会館

## 指定管理者募集要項

令和3年4月

秦 野 市

## 秦野市文化会館指定管理者募集要項

### はじめに

秦野市は、人口約16万4千人。東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、市内には、新宿や小田原、箱根を起点とする小田急電鉄小田原線の4駅のほか、東名高速道路のインターチェンジを有しています。さらに、令和3年度中には、市域の北方、神奈川の屋根と称される丹沢山塊のふもとに、新東名高速道路とインターチェンジ、サービスエリア、スマートインターチェンジの開通が予定されています。大都市への優れたアクセスと豊かな自然が魅力の本市は、本年、「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市<sup>まち</sup>」を新しい都市像に掲げ、新総合計画「はだの2030プラン」をスタートさせました。

秦野市文化会館は、市域のほぼ中央に位置し、隣接する他の公共施設と共に、本市の文化、教養、スポーツ、レクリエーション拠点「カルチャーパーク」を構成しています。

秦野市文化会館は、展示室のほか、座席数498と1455の2つのホールを有する本市の文化芸術活動の拠点施設です。特に大ホールは、座席に階層を持たないワンスロープ型の大型空間と、空席時残響時間2.0秒という豊かな響きを備えており、これまで国内外から多くのアーティストを迎えています。公演活動では、新進気鋭からベテランまで幅広く音楽家を紹介する「やまなみファミリーコンサート」を30年実施しており、昨年度に120回を迎えました。そのほかにも、本市出身の世界的指揮者、山田和樹マエストロをミュージックアドバイザーに迎え実施しているプロデュース公演、市民協働により実施する「丹沢音楽祭」をはじめとして、様々な事業を展開しています。

総合計画では、「市民の自主的、創造的な文化芸術活動や、より多くの市民が参加できる質の高い文化芸術事業が展開されている」姿により、年間20万人の利用を目指しています。

秦野市文化会館の課題としては、施設面では、昭和55年に開館し、昨年40周年を迎えたこともあり、施設、設備の老朽化が挙げられます。大小ホールのほか、ホワイエ、市民ロビーについては吊天井の改修に向けた検討を進めているほか、舞台機構、照明、音響等の施設・設備の中には開館当時からのものもあることから、適切に改修や更新を行っていく必要があります。サービス面では、令和2年、施設内レストランの撤退により、館内での飲食サービスが

自販機による飲料提供のみとなっていることから、公演開催時等における食事や喫茶の要望に応えられない状況となっています。また、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対して、ホールを含めた各施設定員の50%以内の利用などの対策を実施しており、利用件数、利用者数が大幅に減少しています。ポストコロナを踏まえた新しい利用スタイルの構築、文化芸術活動の振興、賑わいづくりが課題と考えています。

## 1 募集の趣旨

秦野市文化会館の管理運營業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

## 2 施設設置目的

秦野市文化会館は、条例第2条に規定のとおり、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置しています。

## 3 対象施設の概要

### (1) 名称、愛称及び所在

#### ア 名称

秦野市文化会館（以下「文化会館」という。）

#### イ 愛称

秦野市とクアーズテック株式会社とは、ネーミングライツパートナー契約を締結しており、令和元年10月から令和6年11月までの間、文化会館の名称を、「クアーズテック秦野カルチャーホール」としていません。

指定管理者は、5に示す指定の期間（以下「指定管理期間」という。）におけるネーミングライツパートナー契約の期間中、文化会館の呼称、印刷物、表示物に愛称を使用しなければなりません。

なお、指定管理期間内にネーミングライツパートナー契約を更新する場合、もしくは新たなネーミングライツパートナー契約の締結により、愛称が変更となる場合があります。この場合、秦野市は指定管理者と協

議をしたうえで、秦野市又はネーミングパートナーの負担により、看板、パンフレットの印刷物、ホームページの表示変更や改修工事をする場合があります。パンフレット等の作成をお願いする場合は、秦野市は事前に指定管理者と協議し、その業務の費用負担等については合理性の認められる範囲で秦野市が負担することとし、指定管理料で調整するものとします。

ウ 所在

秦野市平沢 8 2 番地

(2) 施設の概要

|      |  |
|------|--|
| 土地面積 | 18,705.41 m <sup>2</sup>   |
| 建築面積 | 5,415.21 m <sup>2</sup>  |
| 延床面積 | 8,250.23 m <sup>2</sup>  |
| 構造   | 鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート<br>一部鉄骨造り   |
| 規模   | 地上3階、地下2階<br>大ホール：1,455席、楽屋5室、トイレ、シャワー室<br>小ホール：498席、楽屋3室、トイレ、シャワー室<br>その他：展示室、リハーサル室、会議室3室、練習室3室、和室、保育室、レストラン（176.78 m <sup>2</sup> （約54坪）、上下水道、電気、都市ガス、テレビアンテナ、電話ジャックあり。休止中）、管理事務室 |
| 竣工   | 昭和55年11月   |

(3) 管理対象区域

別図に示す範囲とします。

(4) 大規模改修工事について

指定管理期間中の令和7年度又は令和8年度に、工事期間12か月程度、全館休館期間6か月程度を含む大規模改修を予定しています。

#### 4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、指定管理期間中、文化会館に係る次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとします。

なお、詳細については、「秦野市文化会館施設管理業務仕様書」のとおりとします。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

- ア 施設の利用相談、案内、抽選（申込者決定）に関する業務
- イ 施設の利用調整、受付、承認等に関する業務
- ウ 施設の利用料金の收受、減免及び還付に関する業務
- エ 施設利用に伴う設備及び備品の準備、貸出等に関する業務
- オ 利用状況、利用者数などの各種統計業務
- カ 利用者アンケート調査、分析、苦情処理に関する業務
- キ 危機管理対策業務
- ク その他、施設、設備、備品の貸し出しに係る業務

(2) 維持管理に関する業務

- ア 施設及び設備の管理、運転及び保守点検に関する業務
- イ 施設及び設備の維持補修に関する業務
- ウ 施設の清掃に関する業務
- エ 施設の保安警備に関する業務
- オ 備品の管理、保守点検に関する業務
- カ 軽飲食サービス（自動販売機管理等）に関する業務
- キ 施設及び設備の大規模改修実施に向けたアドバイザー業務
- ク その他、施設の維持管理等に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

- ア 公益的な芸術文化事業に関する業務
- イ ミュージックアドバイザーとの連絡調整、事業に関する業務
- ウ ネーミングライツパートナーとの連絡調整、事業に関する業務
- エ ホームページ、SNS等による広報業務
- オ その他、自主事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

指定管理者は、次に示す業務のほか、文化会館の管理実施に当たり必要な業務を、市長の承認により実施することができます。

承認を受けた業務に係る費用（改装や運営、原状回復の費用を含む。）は、指定管理者の負担とします。

ア レストランスペースの活用に関する業務

文化会館の利用者・来館者の利便性や満足度向上が図られるよう、2階レストランスペースの活用方法を提案してください。レストランサー

ビス以外による活用提案でも構いませんが、この場合でも、上記(2)カに示すとおり、館内で軽飲食が提供できるよう提案してください。

スペースの活用に係る費用（改装や運営、原状回復の費用を含む。）は、指定管理者の負担とします。

イ その他、市長が承認する業務

秦野市の芸術文化の振興や賑わいづくりに資する事業（事業実施により目指す達成指標を含む。）を提案してください。

## 5 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）とします。

## 6 指定管理業務に要する経費等

指定管理者は指定管理業務を遂行するため、施設運営に要する経費に対して秦野市が支払う指定管理料のほか、利用者等が指定管理者に支払う利用料金、そして自らが企画し市長の承認を得て実施する自主事業の収入（「4指定管理者が行う業務」中(3)、(4)の業務に関し、利用者等が指定管理者に支払う料金（以下「自主事業収入」という。）をいう。）を自らの収入とすることができます。

指定管理者は、利用料金収入及び自主事業収入を施設管理の主な収入源としますので、それを前提として、秦野市から指定管理者に支払う指定管理料の額を事業計画書に記載してください。

(1) 指定管理料

指定管理料の上限及び支払については次のとおりとします。

ア 指定管理料の上限額

171,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、これを超える事業計画を提出した団体は審査の対象外とします。

また、上記金額は、新型コロナウイルス感染症等による利用料金収入の減少を考慮していますので、各年度において、20,000,000円を限度として、利用料金収入を市に返還してください。

イ 指定管理料の支払等

(ア) 指定管理料及び指定管理料の支払、返還時期や方法については、毎年度、事業計画書をもとに秦野市の歳出予算の範囲内で協議のうえ、別途「年度協定書」にて定めるものとします。

- (イ) 指定管理料は、前記アに記載のある部分を除き、原則として返還を求めません。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の一部が履行されていないこと等が確認された場合には、前記アに記載のある部分に加え、その履行されなかった部分等に相当する指定管理料の返還を求めます。
- (ウ) 利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額について、秦野市は原則として補填は行いません。
- (エ) 秦野市は、指定管理期間中の令和7年度又は令和8年度に、工事期間12か月間程度、全館休館期間6か月程度を含む大規模改修を予定しています。その工事の概要が確定した段階で、秦野市と指定管理者は、工事期間中の業務及び指定管理料等について協議し、決定することとします。

## (2) 利用料金

指定管理者は、条例（第6条関係・別表参照）に定める範囲内で、市長の承認を得て利用料金を定めるものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、その全額を指定管理者の収入とすることができます。

なお、指定管理者は、条例及び秦野市文化会館条例施行規則（昭和55年秦野市規則第2号）に定める基準に従い、利用料金の減免及び還付をするものとしします。

また、指定管理者の指定管理期間の満了のときに収入済みの指定管理期間の満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消の日の翌日以降が利用日である利用料金については、指定管理者の指定管理期間の満了日又は指定管理者の指定の取消の日から30日以内に市に返還するものとしします。

## (3) 自主事業収入

指定管理者は、文化会館の設置目的を効果的に達成するため、市長の承認を得て施設を活用した自主事業等を行うことができ、その収入を自らの収入とすることができます。

## 7 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者は、秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）の規定により個人情報の適正な管理のための必要な処置を行うとともに、秦

野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の規定により積極的な情報公開に努めてください。

## 8 応募資格等

### (1) 応募資格

応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととします。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

### (2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意してください。

ア (1)のアからカまでの要件は全ての構成員が、また(1)のキの要件は構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があります。

イ 代表する法人等を定めてください。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできません。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできません。



## 9 提出書類

- (1) 応募しようとする法人等又はグループは、次に掲げる書類を提出してください。

なお、グループの場合、ク以降の書類については、各構成員について提出してください。

また、提出書類は、A4サイズを基本としますが、やむを得ないものに関してはこの限りではありません。サからスの証明書は、提出日の前3か月以内に発行されたものとします。

- ア 指定管理者指定申請書（秦野市文化会館条例施行規則第22号様式）
- イ 事業計画書（概要版）
- ウ 事業計画書（様式第1-1号）
- エ 事業計画書（収支計画）（様式第1-2号）
- オ 事業計画書（団体の概要等）（様式第1-3号）
- カ 誓約書（様式第2号）
- キ 委託予定業務一覧表（様式第3号）
- ク 法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ケ 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- コ 貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）（平成29年度から令和元年度分）
- サ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- シ 法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）
- ス 地方税の納税証明書（主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）・平成29年度から令和元年度分）
- セ 法人等の就業規則
- ソ その他市長が必要と認める書類

- (2) 指定管理期間中に大規模改修工事を行う予定がありますが、事業計画書については、大規模改修工事期間中の影響を考慮せずに作成してください。

## 10 募集日程

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 公募開始日            | 令和3年4月20日(火) |
| (2) 現地見学会            | 令和3年5月13日(木) |
| (3) 質問受付期限           | 令和3年5月20日(木) |
| (4) 質問回答期限           | 令和3年5月27日(木) |
| (5) 申請書受付期限          | 令和3年6月18日(金) |
| (6) 第1次審査(書類審査等)     | 令和3年6月下旬     |
| (7) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和3年7月7日(水)  |
| (8) 選定結果の通知・公表       | 令和3年7月中旬     |
| (9) 指定管理者の指定         | 令和3年10月上旬    |

## 11 募集要項等の配布

募集要項等は、公募開始日以降、秦野市役所政策部行政経営課(市役所本庁舎5階)で配布します。また、秦野市のホームページからもダウンロードできます。

## 12 現地見学会について

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催します。申請団体(法人等又はグループ)は御参加ください。当日は募集要項等の資料は配布しませんので、御持参ください。なお、参加人数は、申請団体(法人等又はグループ)につき2名までとします。

当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前の検温とマスクの着用など、基本的な感染症対策に御協力をお願いします。

- (1) 日時  
令和3年5月13日(木) 午後1時30分～
- (2) 場所  
クアーズテック秦野カルチャーホール(秦野市文化会館)
- (3) 参加申込  
令和3年5月6日(木)までに「現地見学会参加申込書」(様式第4号)に必要事項を記入のうえ、FAX又は電子メールにてお申込みください。

## 13 質問について

### (1) 受付方法

質問書（様式第5号）に記入のうえ、電子メールで提出してください。

E-mail: keiei@city.hadano.kanagawa.jp

受付は上記のメールアドレスのみで受け付けます。文化会館への連絡はしないでください。

また、電話では受け付けませんので、予め御了承ください。

### (2) 回答方法

秦野市ホームページへの掲載により回答します。

## 14 申請書の提出

### (1) 提出先

秦野市政策部行政経営課公共施設マネジメント担当

（秦野市桜町一丁目3番2号 市役所本庁舎5階）

電話 0463（82）5102

### (2) 提出期限

令和3年6月18日（金）午後4時まで

なお、提出時に提出書類の確認を行いますので、提出日の3日前までに提出日時を御連絡ください。

### (3) 提出方法

直接持参（郵送不可）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

### (4) 提出部数

正本1部、副本15部（事業計画書（概要版）、様式第1-1～1-3号については、ワード又はエクセルにより、CD-Rに格納して提出してください。）

### (5) 注意事項

ア 各書類を「9提出書類」に記載順で綴じ、書類ごとにタックインデックスを付して提出してください。

イ 提出日の事前連絡は必ず行ってください。

ウ 提出された申請書類は、提出後において、差し替えはできませんので、記載事項及び添付資料等の確認を十分に行ったうえで提出してください。

エ 提出された書類は、返却しません。

オ 提出された書類は、必要に応じて複写します。

カ 申請書類は、情報公開請求があった場合、9 提出書類の(1)イ事業計画書（概要版）を除き、非公開としますので、それを前提に作成のうえ、提出してください。

キ 申請書類作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

ク 申請書類提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

## 15 第1次審査（書類審査等）

申請団体数が3を超えた場合は、次のとおり第1次審査を行い、原則上位3団体以内を選定します。なお、申請団体数が3を超えない場合は、第1次審査は行わず、第2次審査でその全ての申請団体を審査します。

(1) 日程

令和3年6月下旬

(2) 審査内容

事業計画書等の内容審査

(3) その他

選定結果は、申請団体に通知します。

## 16 第2次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは、第1次審査で選定された団体が行うものとし、提出された提案内容に基づき、指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、プレゼンテーションを行っていただきます。

不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

(1) 日程

令和3年7月7日（水）

(2) 会場及び時間

プレゼンテーション対象者に別途通知します。

(3) 出席者

1団体4名以内とします。

(4) 発表時間等

20分程度のプレゼンテーションの後、事業計画書の内容等に関する

質疑応答（15分程度）を行います。

(5) その他

プレゼンテーションの発表順は、申請書の受付順です。発表の際に機器を使用される場合は、プロジェクター及びスクリーンは秦野市で用意しますので、事前にお申し出ください。その他の機器は申請団体で御用意ください。

## 17 選定方法

選定評価委員会において、提出された事業計画書を次の審査項目に沿って審査し、評点の一番高いものを指定管理者候補に選定します。

なお、プレゼンテーションは、申請時に提出した事業計画書に基づき実施してください。

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| <b>1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。</b>   |     | 30点 |
| <b>【サービスの維持・向上】</b><br>・満足度調査や利用者評価の結果を業務に生かす方策はあるか。<br>・入館者からの要望・提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか。   | 5点  |     |
| <b>【安全対策、危機管理】</b><br>・安全対策、危機管理の方針は適切か。<br>・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か。  | 5点  |     |
| <b>【施設の貸出】</b><br>・利用料金の設定方針は妥当か。<br>・問合せ、相談に適切に対応できる体制にあるか。  | 5点  |     |
| <b>【施設・レストランスペースの活用】</b><br>・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か。<br>・レストランスペースの活用提案は、施設の設置目的や入館者の快適性を高めるものか。                                  | 15点 |     |
| <b>2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。</b>   |     | 30点 |
| <b>【管理運営の理念、方針】</b><br>・運営理念は、施設の設置目的と合致しているか。<br>・運営方針は、秦野市らしさ、施設の設置目的や特性を踏まえているか。<br>・管理運営に民間的経営の視点やノウハウが認められるか。<br>・環境保護に配慮があるか。 | 10点 |     |

|   |     |      |
|---|-----|------|
| <b>【施設維持管理】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>施設維持管理の方針は適切か。</li> <li>大規模改修工事のアドバイザリ業務が行える体制となっているか。</li> </ul>   | 10点 |      |
| <b>【組織体制、労務管理】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理、運営のための組織体制は妥当か。</li> <li>職員の能力、経験のほか、研修や育成体制は十分か。</li> <li>雇用形態、労働条件、福利厚生など、労務管理は適切か。</li> </ul>    | 5点  |      |
| <b>【法令遵守・情報セキュリティ・個人情報保護・情報公開】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か。</li> <li>情報公開は積極的か。</li> </ul>                              | 5点  |      |
| <b>3 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。</b>  |     |      |
| <b>【収支計画】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>事業の収支は妥当か、無理はないか。</li> <li>コストパフォーマンスは優れているか。</li> <li>収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か。</li> </ul>              | 15点 | 40点  |
| <b>【広報】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用促進、芸術文化の振興に係る周知・広報は民間のノウハウを生かした妥当なものか。</li> </ul>  | 5点  |      |
| <b>【地域連携・地域貢献・地域満足度】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民や団体等の協働、市内事業者の活用や市民の雇用、さらには資材調達や再委託等、地域との連携や貢献、地域満足度を高める計画となっているか。</li> </ul>                  | 15点 |      |
| <b>【財務状況】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営事業者として適切な財務状況であるか。</li> </ul>   | 5点  |      |
| <b>4 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。</b>  |     |      |
| <b>【芸術文化振興事業（自主事業）の実施方針】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>秦野市の芸術文化の振興や賑わいづくりに資する事業は、秦野市らしさ、施設の設置目的や特性を踏まえているか。</li> <li>民間的経営の視点やノウハウが認められるか。</li> </ul> | 10点 | 30点  |
| <b>【芸術文化振興事業（自主事業）・賑わいづくりの促進】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施により目指す達成指標は妥当か。</li> </ul>  | 10点 |      |
| <b>【芸術文化振興事業（自主事業）の実施能力】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化振興事業（自主事業）の経験や実績は十分か。</li> <li>事業実施に係る能力、ネットワークは本施設での事業に活用できるか。</li> </ul>                 | 10点 |      |
| 合 計   |     | 130点 |

## 18 無効又は失格

募集要項に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 申請書の提出先、提出期限、提出方法などが守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。その他、選定評価委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められたとき。
- (5) 選定評価委員会委員及び秦野市職員への接触等により、不正に情報入手する等の事実が判明したとき。

## 19 選定結果の公表

選定結果については、秦野市のホームページで公表するとともに、各申請者に文書で通知します。

## 20 指定管理者の指定手続き

### (1) 指定管理者の指定

選定評価委員会による指定管理者候補の選定後は、指定管理者の指定の手続として、秦野市議会の議決を経る必要があります。

### (2) 協定の締結

秦野市は、議会の議決を経て指定管理者の指定をした後に、施設の管理運営全般について、指定管理者と協定を締結します。

### (3) 協定が締結できない場合の措置等

秦野市は、指定の手続きの過程で、次に掲げるとおり指定管理者候補を指定管理者に指定することが不相当と認められる事由が生じた場合、又は秦野市議会の議決を得られないとき、指定しないことがあります。また、この場合であっても、応募及び指定管理開始の準備のために要した費用については一切補償しません。

ア 正当な理由がなく協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 応募資格を喪失したとき。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、指定が不相当と認められるとき。